

## 議案第7号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年12月24日に発生した事故について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 相手方 住吉神社 代表A
- 2 事故の概要 令和4年12月24日午前、基山町大字小倉字丸林2556番にある町有地（南門跡地広場）の高木から伸びる太い枝が、雪の重みで落枝し、隣接する住吉神社の石造りの灯籠1基を直撃し倒壊させたもの。
- 3 和解の内容 町は、相手方に対して下記4の額の損害を賠償し、本件損害賠償のほか、町、相手側間には一切の債権債務関係がないことを確認する。
- 4 損害賠償額 934,505円

令和5年2月28日提出

基山町長 松田 一也

令和5年3月10日原案可決